

「政治インターンシップ（長期・短期）」履修のための概要

実習先と実習時間について

政治インターンシップの実習先は？

説明 2 の(1)～(5) (p.1)

実習先をどうやって探す？

- ・募集しているところを見つけて応募する（斡旋 NPO も含めて）
- ・実習したい政治家等に自分でかけあう（説明の 4 pp.3～4）

必要な実習時間は？

「長期」（4 単位）ならば計 160 時間

「短期」（2 単位）ならば計 80 時間

提出書類等

提出が必要な書類は？

- ・書類 1、および書類 2～5（説明の 3 (p.2) と「流れ」(p.7) 参照）
- ・自賠責保険購入を書類 2 の該当箇所に明記（説明の 3 (p.2) と「流れ」(p.7) と「納入方法」(p.8) 参照）
- ・レポート（4000 字以上、説明の 3 の(4)、p.3 参照）

実習時間の証明書は？

基本的には書類 4 で証明してもらいますが、斡旋機関や事務所で独自の証明書がある場合にはそれでも可
ただし日々の実習時間の確認が条件
タイムカードにまとめて 1 つの確認印などは不可（「手
続き・提出書類」 p.5 参照）

書類の提出先は？

書類 4 は法学資料室（タワー 7F）へ
書類の受付時間は法学資料室開室日の 9 時から 17 時まで (12 時 50 分～13 時 50 分は閉室) ただし締切日当日の締切時間に注意
それ以外は教員宛てメール添付での提出

書類の提出時期は？



・インターンシップに参加する予定が立ったときに書類 1

書類 2（購入した自賠責保険の番号等も該当箇所に明記）2

月 12 日（木）15 時が最終期限

ただし春休み中の事務休止等に注意(pp.5~6)

・受け入れが決まったときに書類 2（購入した自賠責保険の番号等も該当箇所に明記）（左記の最終期限を守ること）

せっかく提出しても、その書類が無効となる場合がある？



・必要事項が全て記載されていない書類
・実習時間証明書で日々の実習時間の確認ができない場合
・汚損された書類
(くしゃくしゃの書類、等 これらはインターンシップ参加にあたって必要な社会人マナーに反することなので無効)

履修登録関係

実習に行く前に履修登録が必要？



政治インターンシップは実習終了後の翌学期の履修登録・単位認定

「手続き」(p.5)参照

では、実習に行く前には何も伝えなくていい？



行く前に必ず、書類 1、書類 2 を提出し、実習参加意思を伝えること（前述「提出期限」）

自分で K スマで履修登録？



自分で K スマでは履修登録できない

その単位分、普通の科目の登録を履修制限分から差し引いておかなければいけない？



「政治インターンシップ」は履修制限の枠の外の科目なので普通の科目を履修制限いっぱいに登録できる
また時間割外の科目なので時間割上の重複も気にしなくていい

きちんと文章の説明の方も読むこと！